シルベスター税理士法人

M&Aで事業承継をお考えのお取引企業様へ



基本情報

| 会 | 社 | 名 | 株式会社M&A総合研究所 | |
|----|---------|----|---------------------------------|----------------------------|
| н | | Р | https://masouken.com/ | |
| Т | E | L | 03-6455-5875 | M&A |
| F | Α | X | 03-6455-4243 | Technology |
| 上場 | 証券取 | 引所 | 東京証券取引所 グロース市場(証券コード:9552) | - M&A×Techにより未来のM&A市場を創造する |
| 従 | 業員 | 数 | 201名(2023年4月時点) | THE TECHNICAL STREET |
| 事 | 業内 | 容 | ①M&A仲介事業 ②M&Aメディア事業 | |
| 東 | 京 本 | 社 | 東京都千代田区丸の内1-8-1 丸の内トラストタワーN館17階 | |
| 大队 | 反 オ フ - | ィス | 大阪府大阪市北区梅田1-12-12 東京建物梅田ビル7階 | |
| 名さ | 屋オフ | ィス | 愛知県名古屋市中村区名駅4-8-18 名古屋三井ビルディング | ブ北館13階 |

担当者情報

| 所 属 | 氏 名 | 電話番号(直通) | E-mailアドレス |
|----------------------|------------------|---------------|--------------------------|
| 企業情報提携部 シニアマネージャー | 河嶋 裕輝 (かわしま ひろき) | 090-1910-5887 | h.kawashima@masouken.com |

自己紹介:

京都大学卒業後、新卒で三菱UFJ銀行に入社。関西にて法人営業を実施した後、本部専門部署にてM&A業務に従事。その後、大手M&A仲介会社にて、事業承継や成長戦略など幅広い領域の案件を手掛け、3年の在籍期間中に10組以上のM&Aを成約に導く。同時に税理士事務所の方々との同行や勉強会の実施など、協業を行う。M&A総合研究所に参画し、税理士事務所の皆様との提携を行う部署の立ち上げ・活性化を行いつつ、同時並行で案件対応も行う。

- ✓ 弊社は調査機関による市場調査において、「成約スピード」、「成約件数」実績で1位を獲得しております。
- ✓「上場企業唯一の完全成功報酬制」のため、M&Aが成立するまでは報酬は発生いたしません。







※1 2022年9月期 指定領域における市場調査 ※2 2022年10月期 指定領域における市場調査 ※3 完全成功報酬制のM&A仲介会社の中で 調査機関: 日本マーケティングリサーチ機構



Point 1 業界内最安値水準の報酬体系

完全成果報酬制のため、着手金、中間報酬、月額報酬などは一切かかりません。



Point2 M&A支援の豊富な実績

様々な業種の中堅・中小企業M&Aにおいて仲介実績豊富なメンバーが多数在籍。



Point 3 成約までのスピード(平均6.6ヵ月)

独自のネットワークを使い、成約まで最短で1.5ヵ月というスピード成約を実現。



Point4 希望価格以上での売却

希望価額以上で売却をするために、譲受される会社との交渉もいたします。



Point 5 安心の専任担当制

経験豊富なアドバイザーが、経営者様の"想い"を共有し、一貫して対応いたします。





弊社の特徴①:業界最安値水準の仲介手数料

- ✓ 弊社は、「完全成果報酬制」を採用しており、着手金や中間金、月額報酬は一切いただかない為、トラブルが発生しにくくなっております。
- ✓ 弊社は、譲渡企業には、「株式譲渡対価」に対してのみレーマン方式での成功報酬を頂戴いたします。 ※最低報酬の設定あり

一般的な M&A仲介会社

- ✓ 負債総額をM&A取引価格に加えた「移動総資産」をベースに報酬を算出します
- ✓ 成果の有無にかかわらず、着手金や中間金、あるいはその両方が発生します

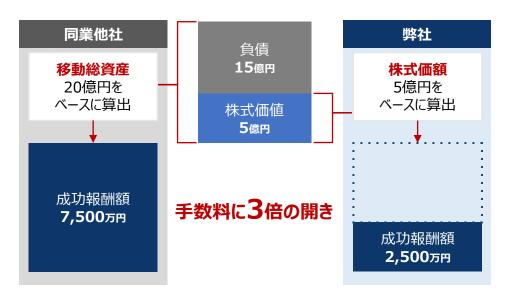
弊社

- ✓ 弊社は「株式譲渡対価」のみをベースに報酬を算出します。
- ✓ M&A成立まで、一切の報酬が発生しません

報酬体系の比較

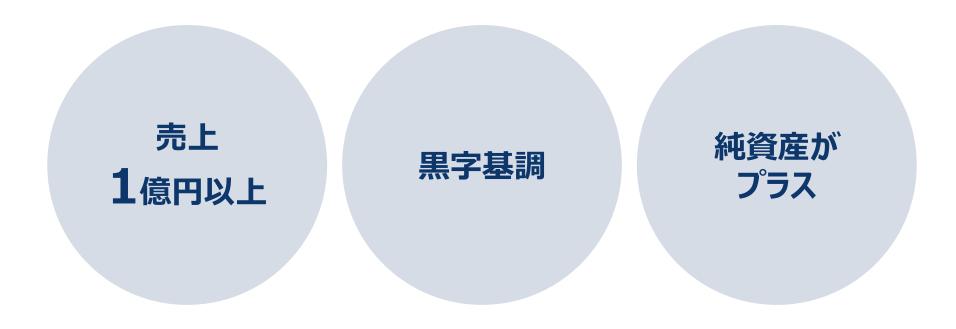
| | 弊社 | A社(上場) | B社(上場) | C社(上場) |
|---------------|---------|----------|----------|---------|
| 完全成果報酬 | © | - | - | - |
| 着手金 | なし | あり | なし | なし |
| 中間金及び 月額報酬 | なし | なし | あり | あり |
| 成功報酬算定 ベース | 譲渡価格ベース | 移動総資産ベース | 移動総資産ベース | 譲渡価格ベース |

成功報酬のベース比較



M&Aの対象となる顧問先





様々な規模感に対応可能です 迷った際には、まずはご相談ください





調剤薬局 ドラッグストア



介護、医療法人



建設業 設備工事業



人材派遣業



IT、ソフトウェア



ビルメンテナンス



(ご参考) 実際のM&Aの流れ



実際のM&Aの流れ

- 一般的にM&A成立までににかかる期間は約6ヵ月から1年の期間を要します。(詳細なプロセスは以下の通りです)
- 具体的な検討へ進む場合は、事前に弊社と「専任アドバイザリー契約」を締結いただきます。

| M&Aのプロセス | 期間 | 詳細タスク | 主体者 | 想定成果物 |
|----------|--------|-------------------|---------------|----------------|
| | 約1~3ヵ月 | 1.秘密保持誓約の締結 | • 貴社/弊社 | |
| Step1. | | 2.必要資料のお預かり | • 貴社 | • 決算書(三期分)/試算表 |
| 検討·準備段階 | | 3.企業評価レポート作成 | • 弊社 | ・ 企業評価レポート |
| | | 4.アドバイザリー契約の締結 | • 貴社/弊社 | • 専任アドバイザリー契約書 |
| | | 5.詳細の必要書類のお預かり | • 貴社 | ・ 別途ご案内 |
| | 約3~6ヵ月 | 6.打診先の選定、匿名での打診開始 | • 貴社/弊社 | ・ ノンネームシート |
| Step2. | | 7.詳細資料の開始 | • 貴社/弊社 | • 企業概要書 |
| 打診·交渉段階 | | 8.トップ面談 | • 貴社/候補先企業/弊社 | - |
| | | 9.条件の交渉 | • 貴社/候補先企業/弊社 | - |
| | | 10.譲受企業での方向性決定 | • 候補先企業 | - |
| | | 11.意向表明·基本合意 | • 貴社/候補先企業 | • 意向表明書/基本合意書 |
| Step3. | 約3ヵ月 | 12.デューデリジェンスの実施 | • 貴社/候補先企業 | - |
| 最終契約段階 | | 13.最終条件の調整 | • 貴社/候補先企業/弊社 | - |
| | | 14.最終契約書の締結 | • 貴社/候補先企業 | • 最終契約書 |
| | | 15.M & A 成立 | • 貴社/候補先企業/弊社 | _ |

現在、一般的に容認されている株式価値計算の方法は次のとおり分類されています。

コスト アプローチ

初回面談後などに、株式価値算定を実施します。

企業の純資産価値に着目

- □ 簿価純資産価額法
- □ 時価純資産価額法
- 時価純資産+営業権法

採用 時価純資産+営業権法

時価純資産に、会社の超過収益力である営業権を考慮することにより、単なる清算価値あるいは再調達価値のみならず、将来の企業価値を加味した継続企業価値を表す方法。

・採用理由・

現実の財政状態と経営成績をバランスよく 反映させることができる「時価純資産価額 法」に「営業権」を考慮する方法を採用しま した。なお、この方法は、中堅・中小企業の M&Aにおける株式価値計算において最も 多く採用されています。

マーケット アプローチ

株式市場における株価に着目

- □ 市場価額法
- □ 類似業種比準法
- 類似会社比準法

採 用 類似会社比準法

対象会社と規模・業種が類似する会社を複数 選定し、株価・利益・純資産等をベンチマークす ることにより、株式価値を計算する方法。

・採用理由・

対象会社の事業内容等と類似する会社を 複数選定することができたため、類似 会社比準法を採用しました。また、数ある指 数のうちM&Aにおける株式価値計算におい て一般的となっているEBITDA 倍率法を選定しました。

インカム アプローチ

企業の収益力に着目

□ 収益還元法

M&A総合研究所

- DCF法(ディスカウンティドキャッシュフロー法)
- □ 配当還元法

不採用で変更

このアプローチ各手法を 採用できなかった理由

- 収益還元法及びDCF法による株価計算の ためには、信頼性の高い利益あるいは キャッシュフローの計画値が必要となります。 そのため、詳細な事業計画がなければ採用 が難しく、これらの株価計算方法は採用しません。
- 配当還元法は、一般的には投資目的が 主に配当期待である少数株主の立場から 株式価値を計算する場合に適切な方法で あり、本件取引の場合には適当ではないと 判断しました。